



宮 崎 県 公 報

平成23年 5 月 9 日 (月曜日) 第 2283 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 1

公 告

- 調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 1
- 製菓衛生師試験の実施…………… (“) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 2

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 鍋 町	山下谷川	08- 401- 1 - 004	土 石 流
	鬼ヶ久保	Ⅱ- 1 - 6097	急傾斜地の崩壊
	山下 - 1	Ⅱ- 1 - 6100	急傾斜地の崩壊
新 富 町	竹ヶ山	I - 1 - 1077	急傾斜地の崩壊
	陣ヶ迫	I - 1 - 1078	急傾斜地の崩壊
木 城 町	下鳥子谷川	08- 404- 1 - 004	土 石 流
	鳥子谷川	08- 404- 1 - 005	土 石 流
	上鳥子谷川	08- 404- 2 - 009	土 石 流
	鳥 子	I - 1 - 1097	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高鍋町	鬼ヶ久保	Ⅱ- 1 - 6097	急傾斜地の崩壊
	山下 - 1	Ⅱ- 1 - 6100	急傾斜地の崩壊
新富町	竹ヶ山	I - 1 - 1077	急傾斜地の崩壊
	陣ヶ迫	I - 1 - 1078	急傾斜地の崩壊
木城町	鳥子谷川	08- 404- 1 - 005	土 石 流
	上鳥子谷川	08- 404- 2 - 009	土 石 流
	鳥 子	I - 1 - 1097	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

調理師法 (昭和33年法律第 147号) 第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日
平成23年 7 月27日 (水曜日)
- 2 試験の場所
第 1 試験場
宮崎県総合保健センター (宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2)
J A ・ A Z M ホール (宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1)
第 2 試験場

南九州大学都城キャンパス（都城市立野町3764番地1）
第3試験場
J A日向会館（日向市鶴町1丁目3番地12）

3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

4 受験願書の受付期間

平成23年5月30日（月曜日）から6月10日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して
知事に提出すること。

6 受験手数料

6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

平成23年8月25日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健
所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管
理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定によ
り、平成23年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成23年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

平成23年7月27日（水曜日）

2 試験の場所

J A・A ZMホール（宮崎市霧島1丁目1番地1）、宮崎県庁
附属棟 201号室（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パン のいずれか1つを選択）

3 試験時間及び試験科目

4 受験願書の受付期間

平成23年5月30日（月曜日）から6月10日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して
知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

平成23年8月25日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健
所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管
理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成23年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
斧 研	都 城 市	ため池等整備事業	平成23年3月16日
百 原	都 城 市	畑地帯総合整備事業	平成23年3月25日
高 崎	都 城 市	中山間地域総合整備事 業	平成23年3月28日
前方第 2	都 城 市	畑地帯総合整備事業	平成23年3月30日
和 田	都 城 市	農林漁業用揮発油財源 身替農道整備事業	平成23年3月30日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条
第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する
。

平成23年5月9日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取 得講習	1号警備業務	平成23年7月11日(月)から15日(金) 及び7月19日(火)から20日(水)まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責
任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育
責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和
58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教
育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を
有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれ
かに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した
期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規
則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級
の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第
23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という
。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分
に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警
備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該

警備業務に従事している者

(4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
1号警備業務	平成23年6月1日(木)から6月10日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--